

お知らせ

☎ 5111 FAX 5100

土・日曜日、休日は閉庁

◆お知らせの表記

- ☎…申し込み先
- ☎…問い合わせ先
- ※費用の記載がないものは無料です。

【広報とわだに掲載の各種催しや募集などについて】

広報とわだに掲載したイベントや相談会などの各種催しや募集については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

また、催しなどに参加する場合は、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど「新しい生活様式」を実践するよう心掛けましょう。
※事前に各問い合わせ先にご確認ください。

暮らし

防災行政無線などによる情報伝達訓練を実施します

災害や武力攻撃などに備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて全国一斉に実施される情報伝達訓練を行います。

防災行政無線（屋外スピーカー）と戸別受信機（防災ラジオ）から音声が発送されます。

また、駒らん情報めーるに登録している人にも送信されますので、実際の災害と間違えないよう、ご注意ください。

とき 10月6日(水) 午前11時
放送される内容

- ・上りチャイム音
- ・「これはJアラートのテストです」（3回繰り返し）
- ・下りチャイム

☎総務課☎ 6703

十和田市秋まつりは中止します

☎十和田商工会議所☎ 1111

令和3年度十和田市秋まつりは、県内の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ中止します。

感染リスクを避けるための対応ですので、ご理解をお願いします。

十和田市過疎地域持続的発展計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しています

市では、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、旧十和田湖町区域が一部過疎地域に指定されたことを受けて、令和3～7年度を計画期間とする十和田市過疎地域持続的発展計画の策定に取り組んでいます。

この計画は、旧十和田湖町区域で行う過疎対策事業について、国から財政的に有利な措置を受ける際の根拠となるものです。

計画(案)に対する皆さんのご意見をお聞かせください。

受付期限 10月20日(水)

提出方法 持参、郵送、FAXまたはメールのいずれかにより提出ください。

※詳しくは、政策財政課に備えてある冊子または市ホームページをご覧ください。

☎政策財政課☎ 6712 FAX 9616
メール seisakuzaisei@city.towada.lg.jp

青森県最低賃金改定のお知らせ

青森県最低賃金が改定されます。

時間額 822円

(令和3年10月6日から)

※青森県最低賃金は青森県内で働く全ての労働者に適用されます。

※製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

※詳しくは青森労働局ホームページをご覧ください。

☎青森労働局労働基準部賃金室
☎ 017-734-4114

第2次経済支援対策給付金・第3次飲食業支援給付金を支給しています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対して、給付金を支給しています。

要件 令和3年4月から11月までのいずれかの月の売上げが、前々年同月と比較して30%以上減少している事業者など

申請期限 12月28日(火)

※対象業種や給付金の額など、詳しくは市ホームページまたはQRコードからご覧ください。
※第2次経済支援対策給付金と第3次飲食業支援給付金の重複申請はできません。

☎商工観光課☎ 6773



経済



飲食

市民図書館蔵書点検終了のため開館します

蔵書点検のため、10月4日(月)～8日(金)は休館予定でしたが、9月中に蔵書点検を実施したため、通常通り開館します。

☎市民図書館☎ 7808

借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況などを伺い、必要に応じて、弁護士などに引き継ぎを行います。一人で悩まずご相談ください。

受付時間 月～金曜日(休日・年末年始除く)

午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

相談専用電話 017-774-6488

☎東北財務局青森財務事務所理財課
☎ 017-722-1463